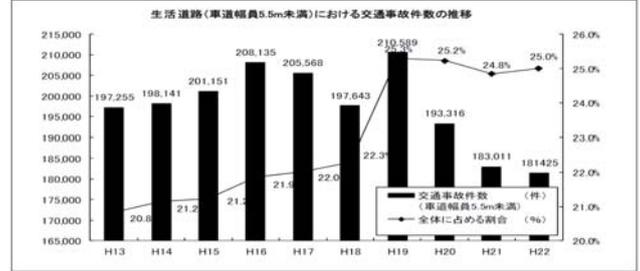


2013/6/24 第26回 まちべん

立哨活動による 速度抑制効果

主任研究員 三村泰広

生活道路における交通事故件数の推移



背景

生活道路では今後、自動車の速度抑制並びに流入抑制に向けた総合的対策がより一層重要視されていくことが求められている

生活道路の安全性を高めるための速度抑制には物理デバイスの設置などによる交通空間の整備といったハード面からのアプローチがあり、研究成果も多く散見される。一方、市民が主体となる交通安全立哨活動などのソフト面からの速度低下を訴えるアプローチも実務現場では多く取り入れられているものの、その効果が明確にされているとはいえない

→近年車両の走行速度を計測し、規制速度を超過していた場合に運転者に対してその速度を提示することで交通静穏化を狙うという研究が実施されている

府中らによる実験(速度MM(モビリティ・マネジメント))



写真2 速度MM実験の様子②

府中晋之介・小嶋文・清口秀博・鈴木弘之・久保田尚、「速度MM」による交通静穏化の可能性に関する研究、土木計画学・研究講演集、No.44、2011

目的

<目的1>

速度提示活動が走行挙動や運転者意識に与える効果を分析

<目的2>

その効果を踏まえた上での活動普及に向けた地域住民や関係機関の支援可能性からみた課題を整理

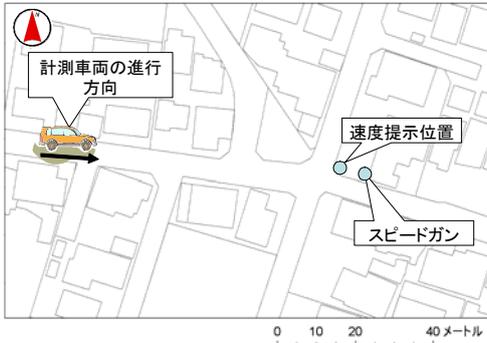
方法

対象: 豊田市の2自治区(2地点、A自治区=地点A、B自治区=地点B)

方法: 自治区を管轄する支所の担当者に依頼し、地区の代表者が一同に会して地域の議案について確認する区長会と呼ばれる会合に出席し、その場で当該実験の概要を説明し、協力いただける自治区を募った。その後上述の2つの自治区の区長から反応があり、実験実施に進んだ。

- 内容: ①速度提示実験(スピードガンによる調査、写真)
 ②運転者意識調査
 ③地域住民意識調査
 ④関係機関ヒアリング調査(行政、警察)

方法



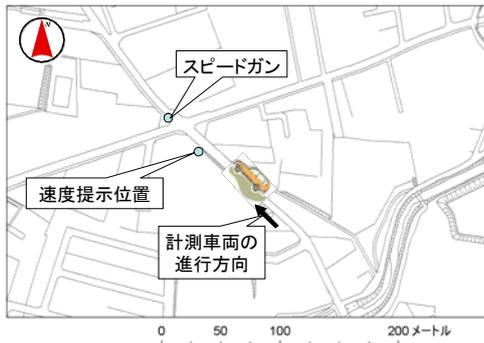
速度提示位置(地点A)

方法



実験の様子(地点A)

方法



速度提示位置(地点B)

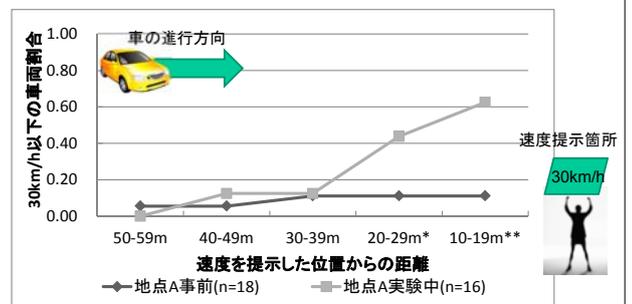
方法



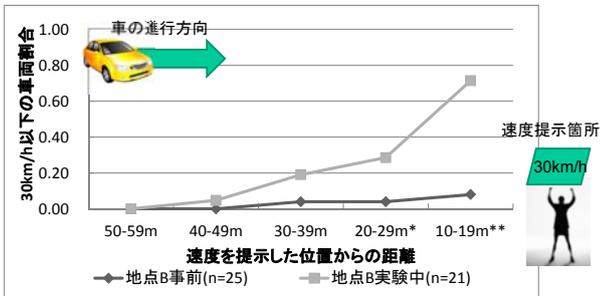
実験の様子(地点B)

結果(1) 速度提示による挙動変化の検証

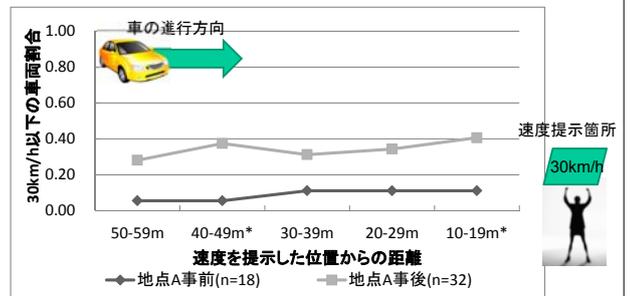
実験中の30km/h以下の車両割合の変化 (地点A)



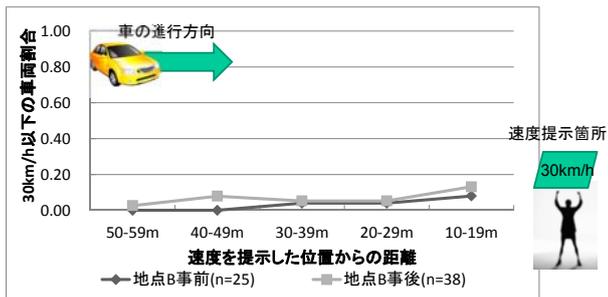
実験中の30km/h以下の車両割合の変化 (地点B)



事後の30km/h以下の車両割合の変化 (地点A)



事後の30km/h以下の車両割合の変化 (地点B)



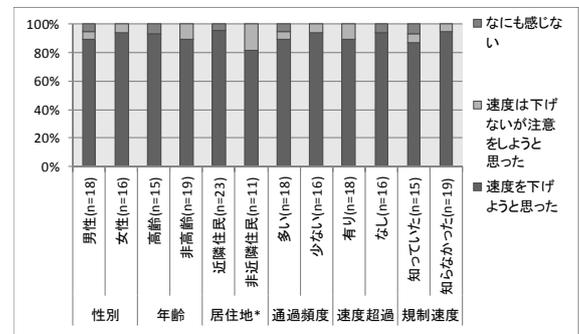
(1)まとめ

規制速度以上で走行する車両に速度を提示して速度低下を促した場合、特に、その提示位置に近いところで顕著に速度を低下させることができる

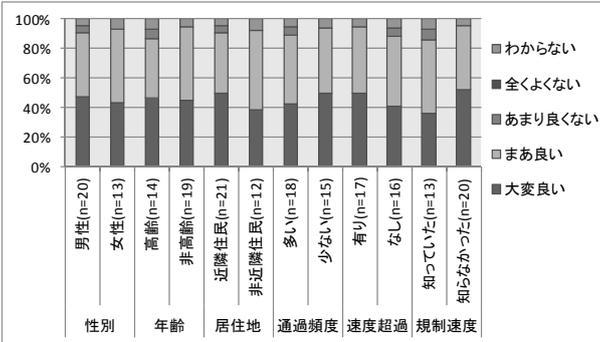
当該活動を体験した被験者は速度提示箇所に近い区間のみならず、当該区間の広い範囲において規制速度を意識した走行に行動を変容させる可能性がある
 (※しかしこの点については、区間によって違いがあるため、実験等を積み重ねるなどして検証していく必要がある)

結果(2) 運転者意識に与える影響

速度提示活動を体験した場合の行動変化



速度提示活動の評価



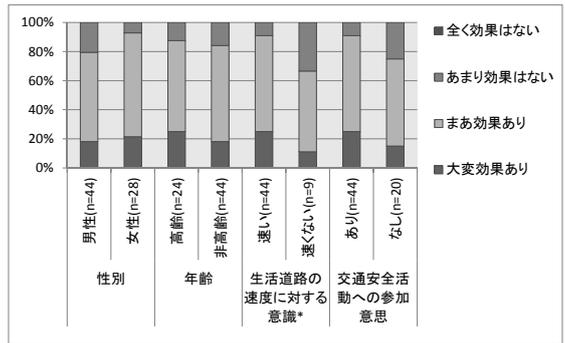
(2)まとめ

・速度提示活動の効果は、運転者側の行動を変える面で効果が期待できることが明らかとなっただけでなく、このような活動が運転者にとっても比較的好意的に評価されている

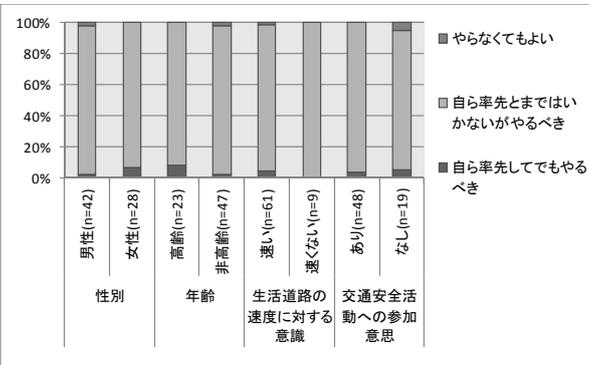
・この傾向は特に活動実施箇所近くに住む運転者においてより顕著である

結果(3) 速度提示活動の住民意識に与える影響

通常の交通安全立哨活動と比較した場合の速度提示活動の評価



速度提示活動に対する意識



(3)まとめ

・速度提示活動は、地域住民にとって一般的な交通安全立哨活動と比べても効果が期待できるものと認識されており、この傾向は特に生活道路の速度が速いと認識している地域住民においてより顕著にみられる

・地域住民は当該活動の意義は認識しつつも自ら積極的に参加してまで実施しようとする方はほとんどいない

結果(4) 速度提示活動に対する 関係機関の意識

速度提示活動に対する関係機関の意見(警察)

関係機関	内容
警察	<p>■活動に対する支援可能と考えられる範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民側から協力の要請があっても、活動自体への直接的な関与は難しい。必要な手続きをとってもらい、地域住民らで実施してもらうという形になる。実施の手続きとしては、道路使用許可をとる必要がある。 <p>■普及・推進に向けた課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懸念するトラブルとして、プライバシーの侵害が生じないかである。実際今回はそういうのがなかったのは良かったかもしれない。この活動で得られた情報が想定し得ない形で地域に広がる可能性がある。例えば、誰々さんは速度超過していた、誰々さんが知らない人と車に乗っていた、などである。

速度提示活動に対する関係機関の意見(行政)

関係機関	内容
行政1	<p>■活動に対する支援可能と考えられる範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般に行政側から「こういう活動を推進しましょう」とは言わない。あくまで地域住民側からの要望があって対応するという流れになる。事実、通常の立哨活動も自治区に対してお願いしているにとどまり、実際に実施するか否かは各自治区の判断である。 ・市民側からの要望があれば、調査機器の貸出しなどはあり得る。 <p>■普及・推進に向けた課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回はたまたまトラブルが発生しなかっただけかもしれない。この点は市域全体に広める上での課題といえる。 ・長期的視点から活動実施の効果が見えてくると、政策としても推進しやすくなるかもしれない。例えば1年間、継続してやってみるなどである。

速度提示活動に対する関係機関の意見(行政)

関係機関	内容
行政2	<p>■活動に対する支援可能と考えられる範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政はあくまで住民からの提案を支えていくというスタンスとなる。 ・住民活動を支援する様々な補助金制度などもあり、費用的な面ではこのような活動であれば特に問題とはならない。 <p>■普及・推進に向けた課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策を実施したいという地域住民の盛り上がりがないければ、普及・推進は難しい。その際、自治区長など総括的立場の人の判断も大きい。事実、地域住民の方と一緒に実施された今回の実験も実際は区長の判断によるところが大きいと思われる。 ・実施のタイミングという問題があり、他の施策との関連があればこのような活動の実施に理解が得られやすい可能性がある。

(3)まとめ

・速度提示活動を普及していく上で重要と考えられる警察、行政からは、あくまで地域住民の自主的な取り組みとして支援するにとどまり、積極的に当該活動を推奨することは難しい状況にある

・活動普及に向けての課題として、行政側は特に他の政策とのタイミング、活動効果の一般化、トラブルへの配慮を重視しているところに特徴があった

まとめ

普及に向けた課題の整理

	課題	対応方法
効果の範囲	空間的(効果の影響範囲), 時間的(持続性)の両面からやや限定的	活動実施の間隔をどの程度のスパンで実施していくかといった研究成果を積み上げる
有用性	なし(有用性あり)	—
活動実施側の受容性	地域住民個人という立場からの主体的関与には期待できない	実施に向けた地域内での組織づくり
活動受け手側の受容性	なし(受容性高い)	—
支援体制構築の可能性	積極的に当該活動を推奨することは難しい	トラブルを回避できる体制・仕組みづくり

**ご清聴
ありがとうございました**

ご不明点等ございましたら、以下までご連絡下さい。
 Email: mimura@ttri.or.jp
 tel.: 0565-31-7543